

問合せ先	財政局税務部税制課税制係
	TEL 082-504-2088

市税の申告・納付等の期限の延長について

1 支援策の内容

令和8年熊本地震により被災された方の市税の申告・納付等の期限を延長します。

2 対象者

次の対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等

【対象地域】

熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

※ 対象地域については、国税についても申告・納付等の期限の延長がなされています。

3 延長する期限

令和8年7月28日以降に期限が到来する市税の申告・納付等について、別途定める期日までこれらの期限を延長します。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮しながら検討を行った上、別に定め、お知らせすることとしています。

4 手続の方法

対象地域内の方については、手続を行う必要はありません。

5 対象地域以外の被災された方に対する個別の期限の延長

前記の対象地域以外の地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、この度の地震により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度がありますので、各市税事務所・税務室に御相談いただきますようお願いいたします。

6 お問合せ先

部 署	連 絡 先
中央市税事務所第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所市民税係（東区役所内）	082-568-7719
安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913

財政局稅務部市民稅課特別徵收係	082-504-2089
財政局稅務部市民稅課法人課稅係	082-504-2093
財政局稅務部固定資產稅課償却資產係	082-504-2127